

設備保守点検業務委託仕様書

1 件名

ともかぜ振興会館設備保守点検業務委託

2 履行場所

那覇市金城3丁目5番地3

ともかぜ振興会館

※RC造3階建 一部鉄骨造(屋根) 建物面積 1,934.41 m² 延べ面積 2,842.41 m²

3 期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 設備保守点検業務の種類

- (1) 自家用電気工作物保守点検業務
- (2) 消防設備保守点検業務
- (3) 防火設備点検業務

5 共通事項

- (1) 本仕様書は、本業務の概要を示すものであり、本仕様書に具体的な記載のないものであっても、本業務対象設備の付属品等の点検や、業務の性質上、受託者が当然行うべきもの及び軽微な事項は受託者が実施する。
- (2) 受託者は、本業務を的確に行うために、適正な人員を配置し業務全般の進行管理を行うとともに、総合的な管理の責任をもって自主的、計画的、かつ積極的に行わなければならない。
- (3) 本業務の対象設備等の種別・数量について本仕様書に記載の内容と現況に相違がある場合は、現況を優先する。この場合において、受託者は速やかに発注者の担当職員に報告する。
- (4) 受託者は、本業務の実施にあたり、関係法令を遵守しなければならない。
- (5) 受託者は、本業務に関連する法令等の改正があった場合は、遅滞なく当該業務の見直しを行い、担当職員に報告するものとする。
- (6) 本業務の実施に伴って必要な官公庁その他関係機関への手続は、受託者が自らの負担において行うものとする。
- (7) 受託者は本業務の全部を一括して再委託してはならない。また、受託者が本業務の一部について再委託しようとする場合は、あらかじめ発注者の承諾を得るものとする。
- (8) 受託者は、点検等の業務を実施したときは、その結果についての報告書を発注者に提出するものとする。
- (9) 委託料の支払いは、各業務の定期点検の実施後に行うものとし、その内訳は、契約書に定めるものとする。

6 特記事項

(1) 自家用電気工作物保守点検業務

業務内容	電気事業法、電気事業法施行規則及び保安規程に基づく、電気工作物の維持運用に関する保安の月次点検及び年次点検 その他必要な申請、届出、報告等
対象機器等	受変電設備、非常用発電設備その他電気設備
作業頻度	① 月次点検：毎月 ② 年次点検：年1回(月次点検を含む。) ③ 臨時点検：必要の都度
資格等	電気事業法施行規則の規定に適合する者
その他	緊急時等の対応・連絡体制を整えること

(2) 消防設備保守点検業務

業務内容	消防法に基づく消防設備等の点検及び結果報告 設備等の維持管理
対象機器等	屋内消火栓、消火器その他消防用設備
作業頻度	① 総合点検：年1回 ② 機器点検：6月1回 ③ 非常用発電機点検：年1回
資格等	消防設備士又は消防設備点検資格者
その他	消防用設備点検を実施したときは、所定の様式による検査票のほか、次の資料を提出すること。 ① 故障等の不具合箇所を明示した位置図等 ② 次年度に交換又は点検を要する設備等(消火器、耐圧ホース等)の一覧表 避難訓練を実施する場合の訓練補助を行うこと

(3) 防火設備点検業務

業務内容	建築基準法に基づく防火設備の点検
対象機器等	防火扉(1箇所)
作業頻度	点検：年1回
資格等	一級建築士、二級建築士、建築設備等検査員
その他	点検結果の報告書を提出すること

7 協議等

本業務の実施において、疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議のうえ、決定するものとする。